

会津地域移住促進インスタグラム運用支援事業 業務委託仕様書（案）

1. 目的

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が委託先事業者（以下「乙」という。）に委託する会津地域移住促進インスタグラム運用支援事業に係る業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

2. 事業の趣旨及び目的

会津地方における移住・定住促進の強化を目的として、既存のインスタグラムアカウント（@aizudeinakagurashi）の本格的な運用、情報発信を開始し、会津地方への興味喚起、移住検討層の囲い込み、及び主催イベントへの安定的な集客を図る。

本業務において乙は、甲が上記目的を達成するために必要な体制構築や技術の習得指導を行い、甲が自走運用するための支援を行う。

3. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

4. 委託業務内容

（1）戦略設計・体制構築支援

ア コンセプト・戦略策定

アカウントの方向性、ターゲットの選定及びコンセプトの策定。

投稿内容のカテゴリー（例：魅力発信、イベント等）設計、定義付けや投稿フォーマット、テンプレートの作成（動画及び静止画）、自走を前提とした適切な更新計画などの運用設計。

なお、コンセプト策定にあたっては、「会津らしさ」をキーワードの一つとして検討すること。

イ 運用ルール・ガイドライン策定、運用体制構築支援

コンテンツのトーン&マナー、投稿ルール、コメント対応やトラブル対応等のマニュアル化。円滑な運用に向けた体制構築の支援。

（2）技術支援及び現場指導

ア ツールの導入・活用支援

甲が所有するデザインツールの使い方指導の実施。デザインツールは、主に有料版 Canva の使用を想定する。動画の編集ツールについては、必要に応じ振興局で別途調達する。

イ 撮影・素材収集指導*

アクションカメラやスマートフォン等の撮影機材を使用した素材収集（動画及び静止画）への同行、及び撮影技術の指導。撮影機材は、甲が所有する Osmo Pocket3 等の使用を想定する。

※素材収集については、振興局職員が交代で実施する予定。このため、より多くの職員が指導を受けられるよう素材収集への同行は複数回実施すること。

ウ コンテンツ制作・投稿支援

コンテンツ制作支援、及び適切な投稿数に関するアドバイスを行う。取材先やコンテンツの収集については甲と協議の上実施する。

(3) 分析・改善支援

ア 効果測定・改善サイクル設計

本事業の目的に沿った評価指標の設定、分析の方法（フォロワー推移、インプレッション、エンゲージメント等）と、それに基づく改善アクションの提言。

イ 定例打合せの実施

月1回程度の定例打合せ（オンライン又は対面）を実施し、進捗確認と次月の計画策定を行う。定例打合せには撮影の同行や技術支援の日時は含まないこととするが、同日開催が妥当な場合は協議のうえ調整する。

(4) 経費の負担

撮影の際に必要な食品の購入費用や入場料等の経費を負担すること。

5. 成果品

(1) 策定したコンセプト、戦略資料とそれに基づいた運用マニュアル・振興局体制図

(2) 制作物データ一式：本業務で作成した画像、動画、デザインフォーマット等のデータ一式

6. 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ア 着手届
- イ 総括責任者通知書
- ウ 実施工程表
- エ 業務実施体制図
- オ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ア 完了届
- イ 収支決算書
- ウ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

7. 総括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

8. 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。

9. 著作権および個人情報の取り扱い

(1) 著作権の帰属

本業務により作成した図・写真・動画等の著作権は、全て甲に帰属するものとする。

(2) 権利侵害の防止

第三者の著作権を侵害しないよう留意し、紛争が生じた場合は乙の責任において解決すること。

(3) 個人情報の保護

業務上知り得た個人情報の取り扱いには十分留意し、情報漏洩が生じないよう厳重に管理すること。

10. 業務遂行上の注意事項

(1) 協議の実施

業務実施にあたっては、適宜甲と協議し、その指示に従うこと。

(2) 再委託の制限

業務の一部を第三者へ再委託する場合は、あらかじめ甲の了解を得ること。

(3) 事故報告

問題や事故が発生した場合は、直ちに甲へ連絡し、受託者の責任において解決を図ること。